



「総収益分配」方式による生産物分与契約：インドネシアの生産物分与方式の変更

執筆者：Mark Tudor、紺野 博靖、大槻 由昭、勝部 純

2017年1月16日、インドネシアのエネルギー鉱物資源省(Ministry of Energy and Mineral Resources(MEMR))の新たな規則(規則8/2017)が発効した。

規則8/2017により、「総収益分配(Gross Split)」方式の生産物分与方式が導入された。かかる新しい方式は、2017年1月16日以降に締結される石油及びガスの生産物分与契約(Production Sharing Contract(PSC))に適用される。

従前の生産物分与方式はどのように機能していたか？

長年にわたって、インドネシアの生産物分与契約は、インドネシアの石油・ガス事業への投資を誘致するメカニズムとして機能してきた。生産物分与契約の構造は徐々に変化してきたが、一般的には、生産物分与契約は、生産物の分与を受けるコントラクター(すなわち石油開発会社)が、当該油田から採掘された石油の販売収益がインドネシア政府に分配される前であっても、石油の販売収益から過去の資本コスト及び操業コストを優先的に回収すること(以下、単に「費用回収(Cost Recovery)」)という。)を許容していた。しかし、後述のとおり、新たな「総収益分配」方式の下では、かようなコントラクターの費用回収に関する優位性は認められないこととなった。

なお、初期の生産物分与契約においては、総収益のうち費用回収のために用いることができる部分についての上限が設けられていたが、その後、かかる上限は撤廃されている。

旧来の生産物分配方式においては、コントラクターが支出した費用(過去の資本コスト及び操業コスト分)の回収が全て行われた後において初めて、政府とコントラクターの間において石油販売利益(Profit Oil)として分配されていた。しかしながら、開発作業に

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

要した資本コスト及び操業コストが巨額であるがゆえに、コントラクターによる費用回収が行われた後における石油販売利益の分配は、石油の販売が開始された後何年も経過した後まで実施されないケースもあった。

そのため、1988年の投資誘致施策に基づいて、「第一ランシェ」の概念が導入された。これは、政府及びコントラクターに対して、費用回収に先立って石油販売利益の一部の分配を受ける権利を付与するものである。「第一ランシェ」方式においては、石油販売の総収益のうちの最初の20%が政府及びコントラクターに(合意された割合で)分配され、残りの80%は、承認済みの費用回収に充当される。これにより、政府及びコントラクターは、費用回収が完了するまで待つことなく、直ちに石油販売による収益の一部を受け取ることが可能となった¹。

「総収益分配」による生産物分与方式は従来の方式とどのように異なるのか？

今回新たに導入された「総収益分配」方式は、生産物の収益をコントラクターとインドネシア政府の間で、合意された割合に従って単純に分配するものである。この新たな方式の下では、石油販売の収益が直ちに分配されるため、旧来のコントラクターによる費用回収(の優先権)や「第一ランシェ」といった概念はもはや不要となる。

新しい「総収益分配」方式においては、旧来の方式(費用回収優先方式ないし「第一ランシェ」の方式)のように、収益の一定部分を承認済みの費用回収に優先的に割り当てる方式ではなく、コントラクターは、インドネシア政府との間で分配された後における自己の生産物持分から過去に支出した資本コスト及び操業コストを回収する必要が生ずることとなる。前述のとおり、巨額な開発費用について、石油の販売収益からこれを回収するためには長期間を要することから、コントラクターは、旧来方式よりも長期間にわたって費用回収のリスクを負うことになる。なお、このように新方式においては、コントラクターは、開発費用について優先的な回収権を有せず、自己の生産物持分からこれらの費用を回収することが想定されていることから、コントラクターにおいて、開発費用を最小化しようとする(生産性を向上させる)インセンティブが働くのではないかと、という主張がなされている。

他方、インドネシア政府の立場からは、石油の生産開始後直ちに石油の販売からより多くの収益を受け取ることができるようになる(コントラクターによる費用回収が優先されないため)。

分配割合はどのように計算されるのか？

コントラクターが受け取る「総収益分配」の金額は次のように計算される。

- 基本分与割合(base split percentage)
- 基本分与割合に適用される「変数調整(variable adjustments)」及び「進捗調整(progress adjustments)」

基本分与割合は以下のとおりである。

	コントラクター	政府
石油	43%	57%
ガス	48%	52%

基本分与割合は、当初の契約の際に調整することが可能であり、「変数調整」や「進捗調整」により、その後においても変更され

¹ MEMRによれば、2010年における費用回収の金額は約117億米ドルであり、2014年には162億米ドルまで増加した。2015年及び2016年(監査未了)のデータによれば、油価下落により、費用回収の金額は2015年においては137億米ドル、2016年において115億米ドルまで下がっている。また、注目すべき点として、2016年のインドネシア政府の石油及びガスの収益は99億米ドルにすぎず、費用回収の金額を下回っている。

る可能性がある。これらの調整に当たっては、以下の点等が考慮される。

- 油田・ガス田の場所(未開地や深海域等)
- 油田・ガス田の種類(在来型か非在来型か)
- 油層・ガス層の深さ
- 油価・ガス価
- 油田・ガス田からの石油・ガスの累計生産量

なお、油田・ガス田からの生産量が当初想定を下回った場合には、インドネシア政府の判断により、コントラクターの「総収益分配」持分(基本分与割合)につき、5%を上限に引き上げることができ、他方、油田・ガス田からの生産量が当初想定を上回った場合には、同じく5%を上限に基本分与割合を引き下げることができる。

以下の図は2つの生産物分与方式におけるキャッシュフローの違いを示している。

図1: 従来の生産物分与契約

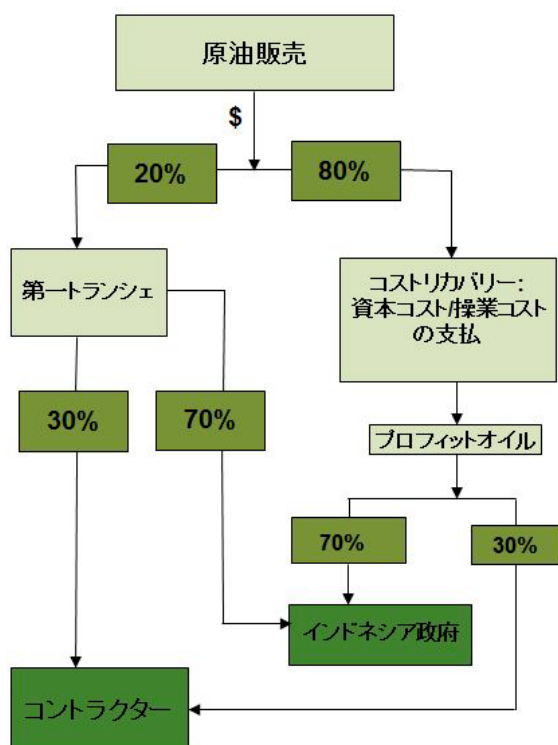
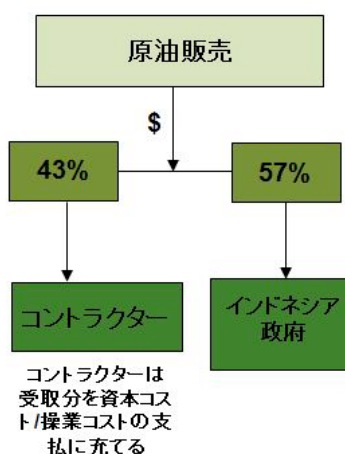


図2: 「総収益分配」方式の生産物分与契約



注: 図1の分配割合は例示であり、探鉱・開発が在来型のものか、深海か、未開地かといった諸要因により、個別の生産物分与契約によって異なる。

規則 8/2017 によるその他の影響は？

優先的な費用回収の方式を撤廃したことによって、「第一ランシェ」や「キャッシュウオーターフォール」等の概念は不要となった(図 1 参照)。コントラクターの優先的な費用回収権に代わって、既払いの操業コストは、コントラクターの所得税の税額からの控除項目となることになった。

なお、規則 8/2017 によっても、インドネシアの生産物分与契約のその他の一般的な特徴(国内供給義務、現地調達率条件、及び廃坑資金等)が影響を受けることは想定されていない。

規則 8/2017 は、2017 年 1 月 16 日以前に締結された生産物分与契約に適用されるか？

既に締結されている生産物分与契約は、規則 8/2017 の適用を受けず、その契約期間の満了まで、既存の条件に従って効力を有することになる。

規則 8/2017 では、既存のコントラクターは、既存の生産物分与契約を「総収益分配」方式へ変更することを選択できると定めているが、コントラクターが新しい方式への変更を義務付けられるものではない。



マーク チューダー
Mark Tudor

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
m.tudor@jurists.co.jp

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に外向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。

Tudor 弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへの法的助言の経験を有する。

*外国法共同事業を営むものではありません。



こんの ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.konno@jurists.co.jp

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出向。その間「LNG国際市場可能性調査」「アジアレアアース調査」のリーダーも務める。2010-2012年プリズペンのクレイトン・ユッツ法律事務所 Energy & Resources 部門出向。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.otsuki@jurists.co.jp

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年から独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「メキシコの石油天然ガス開発プロジェクトの最近の動向について」「経営判断の原則活用の観点から Joint Operating Agreement を考えてみる」、セミナー講師として、モザンビークの政府職員に対する鉱業契約のセミナー、石油鉱業連盟の基礎講座等。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 弁護士
j.katsube@jurists.co.jp

2006年 弁護士登録、2013年 南カリフォルニア大学卒業(LL.M.)、2014年 ニューヨーク州弁護士登録。2014-2016年 三井物産株式会社法務部アジア・大洋州室 出向。その間、豪州、インドネシア、マレーシア等のアジア・大洋州各国における様々な資源・エネルギープロジェクトを手掛ける。近時は LNG 開発プロジェクト、鉱業プロジェクト、FPSO プロジェクト等への法的アドバイス等に従事。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。